

<報道発表資料>

カテゴリー:募集

令和5年11月22日

廃棄物を主な原材料とした「彩の国リサイクル製品」の 認定申請を受付開始

埼玉県では、安全性、品質など一定の基準を満たすリサイクル製品を認定する制度を実施しています。本制度は、リサイクル製品の利用を促進し、リサイクル産業の育成を図るなど循環型社会の形成に資することを目的としています。

認定を受けると、認定マーク（別紙1）を使用できるとともに、「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」に認定製品が掲載され、「埼玉県土木工事共通仕様書」において積極的な利用促進が明記されるなど、県を通じてPRの機会が広がります。

今年度は、新たに2品目（再生路盤材、埋戻し用再生砂）を募集対象に追加し、全18品目について本日から募集を開始します。

1 募集期間

令和5年11月22日（水曜日）から令和5年12月26日（火曜日）まで

2 募集品目

- (1) トイレットペーパー
- (2) 再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板）
- (3) 文具類
- (4) 再生作業手袋
- (5) 園芸用品（ベンチ、擬木、プランタ等）
- (6) 再生ビニル床シート
- (7) 再生硬質塩化ビニル管（単層管）
- (8) 化粧シート
- (9) 道路用溶融スラグ（単体）

- (10) 溶融スラグ混入アスファルト混合物
- (11) 再生骨材（L）入りコンクリート
- (12) 再生材料を用いたコンクリート二次製品（平板、インターロッキングブロック、境界ブロック、無筋コンクリート管、L型側溝、ブロック式擁壁類）
- (13) 再生材料を用いたセメント
- (14) 浄水発生土を使用した土壌改良材
- (15) 再生路盤材【令和5年度追加品目】
- (16) 埋戻し用再生砂【令和5年度追加品目】
- (17) たい肥（食品）
- (18) R P F

3 認定基準

- (1) 安全性：環境基準（有害物質の溶出）に適合することなど
- (2) 品質：「県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」の判断基準に適合していることなど
- (3) 循環資源の利用割合：制度実施要綱に定める利用割合を満たしていることなど

※ 認定基準の詳細は別紙2をご確認ください。

※ 募集要項、さらに詳しい情報はホームページからご覧になれます。

URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/recycle-ninteiseido/index.html>